

広島県土木建築局建築課
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

広島県木造住宅耐震化促進支援事業 耐震改修補助のご案内（令和 7 年度）

広島県では、地震による住宅の倒壊等の被害を防止するため、木造住宅の耐震改修、建替え、除却を行う所有者に坂町とともに補助金を交付しています。

令和 7 年度の補助の概要を下記のとおりご案内しますので、木造住宅の耐震改修、建替え、除却をお考えの方はぜひご覧ください。

1 補助対象住宅

- (1) 申請者が所有または居住しているものであること。
- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て木造住宅であること。
- (3) 現に居住の用に供するもので、販売を目的とするものではないこと。
- (4) 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。
- (5) 坂町が支援する空き家改修等支援事業などの交付・支給を受けていないこと。

2 補助の概要

補助対象住宅の地震に対する安全性の向上を目的とする工事が対象です。

1 区分	耐震改修		現地建替え	非現地建替え	除却工事
2 補助対象	耐震改修に要する費用		現地建替えに要する費用	除却に要する費用	
3 補助基本額	補助対象工事費の 80% かつ、100 万円/住戸を限度	補助対象工事費の 80% かつ、50 万円/住戸を限度	補助対象工事費の 80% かつ、100 万円/住戸を限度	補助対象の額の 23% かつ、83.8 万円/住戸を限度	
4 区域要件	市街化区域内にある住宅	市街化区域外にある住宅	市街化区域内にある住宅	新たに建築する住宅は市街化区域内に限る	坂町内にある耐震性を有する住宅等に居住こと

3 補助金の交付者

坂町建設部都市計画課 電話番号 082-820-1513

(担当者名：川上、山根)

4 お問い合わせ先

広島県土木建築局建築課 建築安全担当 電話番号 082-513-4133

(担当者名 河野、松野)

※お問い合わせの内容は、坂町都市計画課と共有させていただきます。

裏面もご覧ください

5 耐震改修補助の流れ【所有者が行うこと】

(1) 補助申込み前の準備

①耐震診断の実施

耐震改修にあつては、専門家に依頼するなどして、住宅の上部構造評点が 1.0 未満と判定される必要があります。なお、坂町には耐震診断補助制度もあります。

また、建替え、除却にあつては、上記の判定以外にも住宅の所有者自身が簡易耐震診断（一般財団法人日本建築防災協会編集リーフレット「誰でもわかるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表）により、評点の合計が 7 以下と判定することでも可能です。

【耐震診断の補助制度のお問い合わせ先】

坂町建設部都市計画課 電話番号 082-820-1513

②地震に対する安全性の向上を目的とする工事の検討

耐震改修、現地建替え、非現地建替え、除却のどの工事を行うか検討します。

③事前協議

補助金を受けることができるかを事前に協議します。

【耐震改修等の補助制度の事前協議のお問い合わせ先】

坂町建設部都市計画課 電話番号 082-820-1513

(2) 補助申込み（令和 7 年 4 月以降）

事前協議に基づいて坂町建設部都市計画課へ申し込みます。審査のうえ補助が認められれば、補助金交付決定通知書が申請者へ交付されます。

(3) 工事の契約

施工者と工事の契約を締結します。

※交付決定通知前に工事の契約又は着工した場合は、補助対象になりません

(4) 工事の実績報告

工事の完了後、実績報告書を坂町建設部都市計画課へ提出します。審査のうえ完了が認められれば、申請者へ補助金額確定通知書が交付され、補助金の請求により、補助金が支払われます。

6 注意事項

- (1) 補助内容や受付期間は、年度によって変更することがありますので、詳しくは坂町のホームページをご覧ください。なお、予算が無くなり次第、受付を終了します。
- (2) 工事の実績報告は、工事完了の日から 30 日以内又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の 2 月末までのいずれか早い日までに行う必要があります。
- (3) 補助金の請求は、実績報告年度の 3 月末までに行う必要があります。
- (4) 土砂災害特別警戒区域内での建替えは、補助対象となりません。
- (5) 建替え後の住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。
- (6) 現地建替え、非現地建替え及び除却工事においては、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善する必要があります。